

静岡産業大学教職課程履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第18条の2（教職課程）第4項の規定に基づき、静岡産業大学教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類及び免許教科)

第2条 本学教職課程の履修によって取得できる免許状は、次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
経営学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状	公 民
		高等学校教諭一種免許状	商 業
	スポーツ経営学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
情報学部	情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	情 報

(免許状取得の要件)

第3条 前条の免許状を取得しようとする者は、次に掲げる要件を充足していなければならない。

所 要 資 格	修得を必要とする科目及び単位数
基 礎 資 格	学士の学位を有すること
大学において 修得すること を必要とする 最低必要単位数	教科に関する科目 20単位
	教職に関する科目 31単位
	中学校教諭一種免許状 23単位
	教科又は教職に関する科目
	中学校教諭一種免許状 8単位 高等学校教諭一種免許状 16単位
教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める科目	日本国憲法 2単位
	体 育 2単位
	外国語コミュニケーション 2単位
	情報機器の操作 2単位

(授業科目の履修)

第4条 教職課程授業科目については、別表に定める授業科目、単位数及び履修年次に従い履修しなければならない。

(履修手続)

第5条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修届(様式第1号)を所定の期日までに提出するとともに、次の教職課程履修料を納付しなければならない。

教職課程履修料	中学校教諭一種免許状	20,000円
	高等学校教諭一種免許状	20,000円

- 2 3年次において教職課程の履修を継続しようとする者は、教職課程履修継続届(様式第2号)を所定の期日までに提出するとともに、教育実習登録料20,000円を納付しなければならない。
- 3 教職課程の履修を変更しようとする者は、教職課程履修変更届(様式第3号)を提出しなければならない。
- 4 教職課程の履修を取り消そうとする者は、教職課程履修取消届(様式第4号)を提出しなければならない。
- 5 既納の教職課程履修料及び教育実習登録料は、原則として返付しない。

(教育実習の履修要件)

第6条 「教育実習」(「事前事後指導」を含む。)を履修するにあたっては、次に掲げる要件を充たしていなければならない。

- (1) 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を含めて、卒業までに教育職員免許法の定める必要単位のすべてを修得できる見込みであること。
- (2) 教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目のそれぞれについて、別に定める単位を履修していること。
- (3) 教職課程履修料及び教育実習登録料を納付していること。

(学部間の履修)

第7条 在籍する学部において教職課程を履修している者が他学部の教職課程を履修しようとする場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 履修できる科目は、原則として免許取得に必要な「教科に関する科目」及び「教科教育法」とする。ただし、受入れ学部の教務委員会及び教職委員会において教育上支障がないと認めた場合は、その他の教職課程授業科目を履修することができる。
- (2) 履修希望者は、所定の期日までに在籍する学部へ学部間における教職課程履修願(様式第5号)を提出する。
- (3) 前号において履修する科目のうち12単位(ルネサンス入学生は30単位)までを在籍

する学部の卒業要件として認めることができる。この場合は、所定の期日までに在籍する学部へ学部間履修願（様式第6号）を提出する。

(4) 履修の許可は、受入れ学部の教務委員会及び教職委員会の議決を経て、学部長が行う。

(庶務)

第8条 教職課程の履修に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以降に入学する者から適用する。なお、平成21年度以前に入学した者については、「静岡産業大学経営学部教職課程履修規程（平成15年4月1日施行）」及び「静岡産業大学情報学部教職課程履修規程（平成13年4月1日施行）」によるものとし、平成21年度以前に入学した者のうち、教職課程を履修した者が全員卒業した時点で廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 教職課程授業科目

1 高等学校教諭一種免許状（公民）に関わる科目

① 教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
「法律学(国際法を含む。)政治学(国際政治を含む。)」	それぞれの科目区分から1単位以上計20単位以上修得すること	○法 学 概 論 A		2	1
		○法 学 概 論 B		2	1
		民 法 A		2	2
		民 法 B		2	2
		地 方 自 治 論 A		2	2
		地 方 自 治 論 B		2	2
		○国 際 政 治 論		2	1
「社 会 学 経 済 学 (国際経済を含む。)」		○社 会 学 A		2	1
		○社 会 学 B		2	1
		社 会 福 祉 論 A		2	2
		社 会 福 祉 論 B		2	2
		○経 済 原 論 A		2	2
		○経 済 原 論 B		2	2
		○国 際 経 済 学 A		2	2
		国 際 経 済 学 B		2	2
		日 本 経 済 論		2	3
		経 済 統 計		2	3
		金 融 論 A		2	3
金 融 論 B		2	3		
「哲 倫 学 宗 理 学 心 教 学 理 学 学 学」		○宗 教 と 哲 学 A		2	1
		○宗 教 と 哲 学 B		2	1
		○倫 理 学		2	1
		心 理 学		2	1
		○心 理 学 概 論		2	1

② 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目区分	各科目に含める必要事項	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
				必修	選択	
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	○教職入門(教師論)		2	1
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	○教育原理		2	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		○教育心理学(発達と学習)		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		○教育と社会		2	2
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	6	○教育課程と方法		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 		○公民科教育法Ⅰ		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 		○公民科教育法Ⅱ		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 		○特別活動		2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	○生徒指導		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 		○進路指導		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 		○教育相談		2	3
教育実習		3	○事前事後指導		3	3・4
			○教育実習Ⅰ		2	4
教職実践演習		2	○教職実践演習(中・高)		2	4

③ 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
教科又は教職に関する科目	16	道徳教育		2	1
		最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」		14	1~4

④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
日本国憲法	2	○日本国憲法		2	1
体育	2	健康とスポーツA		1	1
		健康とスポーツB		1	1
		運動健康論		2	1
外国語コミュニケーション	2	○英語 I - 1		2	1
情報機器の操作	2	○情報基礎演習A	2		1

2単位以上選択必修

備考：○印は、教職課程の必修科目である。

2 高等学校教諭一種免許状（商業）に関わる科目

① 教科に関する科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得 単位数	授 業 科 目	単位数		履修 年次
			必修	選択	
商 業 の 関 係 科 目	それぞれの 科目区分 から1単位 以上 計20単位 以上修得 すること	○経 営 学 総 論 A		2	2
		経 営 学 総 論 B		2	2
		経 営 史 A		2	2
		経 営 管 理 論		2	2
		財 務 管 理 論		2	2
		○商 学 入 門		2	1
		○マーケティング論		2	2
		○流通システム論		2	2
		○財務諸表論 A		2	2
		管 理 会 計 論 A		2	2
		○簿記原理 I - 1	2		1
		○簿記原理 I - 2	2		1
		○原価計算論 I - 1		2	2
		○原価計算論 I - 2		2	2
		会 社 法		2	2
		○ビジネス関連法		2	2
		国 際 会 計 論		2	3
		経 営 情 報 シ ス テ ム 論 A		2	2
		経 営 情 報 シ ス テ ム 論 B		2	2
職 業 指 導		○職 業 指 導		2	2

② 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目区分	各科目に含める必要事項	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
				必修	選択	
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	○教職入門(教師論)		2	1
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	○教育原理		2	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		○教育心理学(発達と学習)		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		○教育と社会		2	2
教育課程及び指導に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	6	○教育課程と方法		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 		○商業科教育法Ⅰ		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 		○商業科教育法Ⅱ		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 		○特別活動		2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	○生徒指導		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 		○進路指導		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 		○教育相談		2	3
教育実習		3	○事前事後指導		3	3・4
			○教育実習Ⅰ		2	4
教職実践演習		2	○教職実践演習(中・高)		2	4

③ 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
教科又は教職に関する科目	16	道徳教育		2	1
		最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」		14	1~4

④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
日本国憲法	2	○日本国憲法		2	1
体育	2	健康とスポーツA		1	1
		健康とスポーツB		1	1
		運動健康論		2	1
外国語コミュニケーション	2	○英語 I - 1		2	1
情報機器の操作	2	○情報基礎演習A	2		1

2単位以上選択必修

備考：○印は、教職課程の必修科目である。

3 高等学校及び中学校教諭一種免許状（保健体育）に関わる科目

① 教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
体育実技	その科目区分から1単位以上20単位以上を修得すること	○スポーツ I		1	1
		○スポーツ II		1	2
		○スポーツ III		1	3
		○スポーツ IV		1	1
		○スポーツ V		1	1
		○スポーツ VI		1	2
		○スポーツ VII		1	3
		○スポーツ VIII		1	2
		○スポーツ IX		1	3
		○スポーツ X		1	2
「体育原理 体育心理学 体育経営管理学 体育社会学」 及び運動学 (運動方法学を含む。)		○運動学		2	2
		○運動プログラム概論		2	2
		○スポーツ社会学		2	1
		○スポーツ指導論		2	2
		○スポーツマネジメント論		2	2
		○スポーツ心理学 スポーツバイオメカニクス		2	1 2
生理学 (運動生理学を含む。)		○運動生理学		2	2
		スポーツ医学 A		2	1
		スポーツ医学 B		2	2
		運動生理学演習		2	2
衛生学及び公衆衛生学		○公衆衛生学 A		2	3
		○公衆衛生学 B		2	3
学校保健 (小児保健 精神保健 学校安全及び救急処置を含む。)		○学校保健 I		2	2
		○学校保健 II		2	2
		○救急処置法		2	2
		ストレスと健康の科学		2	2

② 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				
科目区分	各科目に含める必要事項	修得単位数		授 業 科 目	単位数		履修年次
		中一種免	高一種免		必修	選択	
教職の等意にる科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割、職務内容、研修、進路保障等各種機会 	2	2	○教職入門(教師論)		2	1
教育の基礎に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育及び思想に関する歴史 	6	6	○教育原理		2	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の学習の過程及び発達(障害児の学習の過程を含む。) 			○教育心理学(発達と学習)		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 			○教育と社会		2	2
教育課程指しる科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	12	6	○教育課程と方法		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 			○保健体育科教育法Ⅰ		2	3
				○保健体育科教育法Ⅱ		2	3
				○保健体育科教育法Ⅲ		2	4
				○保健体育科教育法Ⅳ		2	4
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 	◎道徳教育		2	1		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 	○特別活動		2	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 	○教育方法・技術		2	3		
生徒指導及び進路指導に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	4	○生徒指導		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 			○進路指導		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 			○教育相談		2	3
教 育 実 習		5	3	○事前事後指導		3	3・4
				○教育実習Ⅰ		2	4
				○教育実習Ⅱ		4	4
教 職 実 践 演 習		2	2	○教職実践演習(中・高)		2	4

③ 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数		授 業 科 目	単 位 数		履修年次
	中一種免	高一種免		必修	選 択 中一種免 高一種免	
教科又は教職に関する科目	8	16	道 徳 教 育		2	1
			最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」	8	14	1~4

④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			
科 目	修 得 単位数	授 業 科 目	単位数		履修年次
			必修	選択	
日 本 国 憲 法	2	○日 本 国 憲 法		2	1
体 育	2	健康とスポーツA		1	1
		健康とスポーツB		1	1
		運 動 健 康 論		2	1
外国語コミュニケーション	2	○英 語 I - 1		2	1
情報機器の操作	2	○情 報 基 礎 演 習 A	2		1

} 2単位以上選択必修

- 備考 1 ○印は、教職課程の必修科目である。
- 2 ◎印は、中学一種免許のみの必修科目である。
- 3 教育実習に関しては、高校一種免許のみは「教育実習Ⅰ」を、中学一種免許または中学・高校一種免許は「教育実習Ⅱ」を履修すること。

4 高等学校教諭一種免許状（情報）に関わる科目

① 教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
情報社会及び情報倫理	それぞれの科目区分から1単位以上20単位以上を修得すること	○情報社会と情報倫理		2	1
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)		○情報リテラシー	2		1
		○情報技術基礎		2	1
		○プログラミング基礎		2	1
		○プログラミング基礎演習		2	1
		○プログラミング応用		2	3
		○プログラミング応用演習		2	3
		○情報構造基礎		2	3
		○情報構造基礎演習		2	3
		○アルゴリズム応用論		2	3
		○アルゴリズム応用演習		2	3
情報システム(実習を含む。)		○データベース技術		2	2
		○システム設計基礎		2	2
		○システム設計基礎演習		2	2
		○システム分析		2	2
		○システム分析演習		2	2
情報通信ネットワーク(実習を含む。)		○ネットワーク技術		2	1
		○Web技術基礎		2	2
		○Web技術基礎演習		2	2
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)		○3DCGモデリング応用		2	3
	○3DCGモデリング応用演習		2	3	
	○3DCGアニメーション応用		2	3	
	○3DCGアニメーション応用演習		2	3	
	○映像メディア表現基礎		2	2	
	○映像メディア表現基礎演習		2	2	
	○映像メディア表現応用		2	2	
○映像メディア表現応用演習		2	2		
情報と職業	○情報と職業		2	3	
	○国際情報産業論		2	2	
	○経営情報システム論		2	2	

② 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目区分	各科目に含める必要事項	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
				必修	選択	
教職の意義に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	○教職入門(教師論)		2	1
教育の基礎に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	○教育原理		2	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		○教育心理学(発達と学習)		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		○教育と社会		2	2
教育課程及び指導に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	6	○教育課程と方法		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 		○情報教育法Ⅰ		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 		○情報教育法Ⅱ		2	4
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 		○特別活動		2	2
生徒指導、教育相談及び進路等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	○生徒指導		2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 		○進路指導		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 		○教育相談		2	3
教育実習		3	○事前事後指導		3	3・4
			○教育実習Ⅰ		2	4
教職実践演習		2	○教職実践演習(高校)		2	4

③ 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
教科又は教職に関する科目	16	最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」		16	1~4

④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目	修得単位数	授業科目	単位数		履修年次
			必修	選択	
日本国憲法	2	○日本国憲法		2	1・2
体育	2	インドアスポーツA		1	1・2
		インドアスポーツB		1	1・2
		インドアスポーツC		1	1・2
		アウトドアスポーツA		1	1・2
		アウトドアスポーツB		1	1・2
		アウトドアスポーツC		1	1・2
		アウトドアスポーツD		1	1・2
		アウトドアスポーツE		1	1・2
		レクリエーションスポーツ		1	1・2
		現代健康科学		2	1・2
外国語コミュニケーション	2	○スピーキング I A		2	1
情報機器の操作	2	○コンピュータ・リテラシ演習	2		1

2単位以上選択必修

備考：○印は、教職課程の必修科目である。

様式第1号

教 職 課 程 履 修 届

年 月 日

静岡産業大学

学部 学 部 長 様

所属学部

所属学科

学籍番号

氏 名

印

教職課程を履修したいので、下記のとおり申請いたします。

なお、後日、教職課程履修料を納めたうえで登録が完了することを承知いたします。

記

取得を希望する免許の種類

学部	教 科	免許状の種類	登録希望
経営学部	公 民	高等学校教諭一種免許状	
	商 業	高等学校教諭一種免許状	
	保健体育	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	
情報学部	情 報	高等学校教諭一種免許状	

様式第2号

教職課程履修継続届

年 月 日

静岡産業大学

学部 学部長 様

所属学部

所属学科

学籍番号

氏 名

印

教職課程を引続き履修したいので、申請いたします。

なお、後日、教育実習登録料を納めたうえで登録が完了することを承知いたします。

教職課程履修変更届

年 月 日

静岡産業大学

学部 学部長 様

所属学部

所属学科

学籍番号

氏 名

印

教職課程履修の変更を下記のとおり申請いたします。

記

取得を希望する免許状の種類

教 科	免 許 状 の 種 類	現在の登録	変更後の登録
公 民	高等学校教諭一種免許状		
商 業	高等学校教諭一種免許状		
保健体育	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状		
	高等学校教諭一種免許状		
情 報	高等学校教諭一種免許状		

該当するものに○印

※新たに「中学校教諭一種免許状」を追加した場合は、教職課程履修料 20,000 円の追加支払いが必要です。

様式第4号

教職課程履修取消届

年 月 日

静岡産業大学

学部 学部長 様

所属学部

所属学科

学籍番号

氏 名

印

教職課程の履修を取り消したいので、下記のとおり申請いたします。

記

教 科

理 由

